

(宿泊事業者向け)

施設整備支援ガイド

■宿泊施設投資促進補助制度	1
■宿泊施設民間融資活用資金利子補給制度	2
■観光施設等整備資金融通制度	3
■地域未来投資促進法に基づく支援制度	5

徳 島 県
観 光 誘 客 課

◆徳島県宿泊施設投資促進補助制度

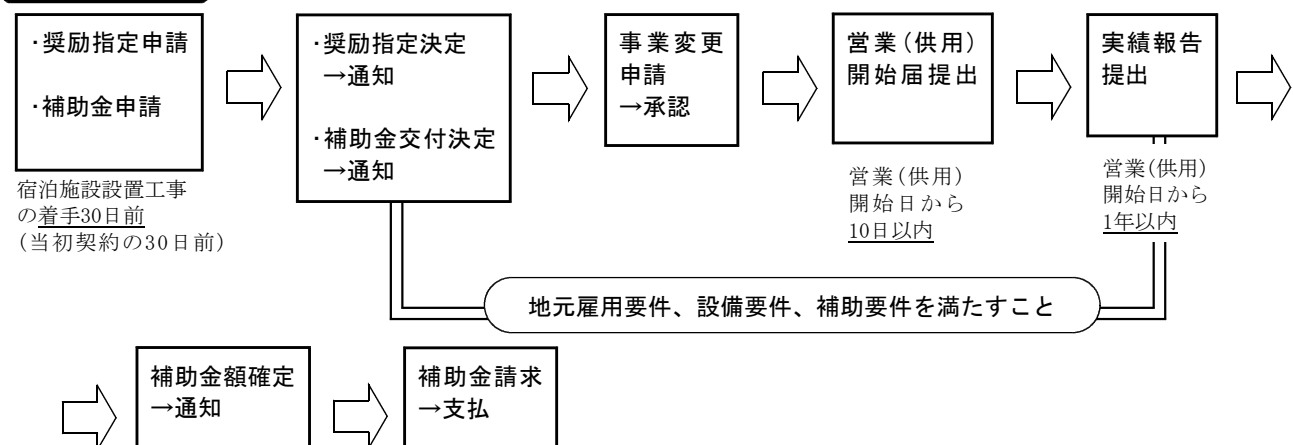
制度概要

補助事業の種類	補助対象経費	補 助 金 の 額 (率)		限度額
宿泊投資促進事業	企業等が旅館・ホテルを新築又は新築と同等の効果が期待できる大規模改修をする事業に要する経費。 用地取得費については、用地取得の日から3年以内は投下固定資産の総額の3分の1を限度として算定できる。	【高単価区分】 ○基本要件 ・客室面積：20㎡以上 ・経済効果（1日売上平均）：200万円以上 ○加算要件 ・客室単価（平均）：41,000円以上 ・客室数：51室以上 ・ブランド：著名格付け機関による評価4つ星以上 ・機能付帯施設：プレミアム感満載の施設や地域ならではの付加価値等 ・インバウンド対応：外来接客主任者選任、多言語対応等	投下固定資産額に100分の5～100分の10を乗じて得た額以内 ※基本要件を満たせば100分の5、加算要件を満たすと100分の1ずつ加算	10億円
		【宿泊主体型区分】 ・投下固定資産額の総額5億円以上 ・新規客室数30室以上又は新規収容人数100人以上 ・平均客室面積15㎡以上 ・外来接客主任者（1人以上）	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額以内	2億円
		【小規模高単価区分】 ・投下固定資産額の総額3千万円以上 ・新規客室数5室以上 ・客単価：18,000円以上	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額以内	5千万円

補助要件

新築又は改修しようとする旅館・ホテル営業の施設（第3セクター、市町村所有施設を除く）

制度の手続き



連絡先

○徳島県観光スポーツ文化部観光誘客課
 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
 TEL (088) 621-2685 FAX (088) 621-2851
 メール kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp

◆徳島県宿泊施設民間融資活用資金利子補給補助制度

制度概要

補 助 対 象 利 子 等	補 助 限 度 額
1 徳島県宿泊施設投資促進補助制度の奨励指定に決定がなされた宿泊施設における取扱金融機関からの証書貸付に係る利子。(延滞利息、保証料及び手数料は含まない。) 2 資金調達額20億円以内。(徳島県宿泊施設投資促進事業補助金交付申請書中の交付申請額の金額を除いた資金調達額とする。) 3 利子補給基準は、毎年12月31日。(1/1から12/31までの利息) 4 利子補給期間は、返済開始から3年間。(返済期間が3年以内の場合はその年度まで。)	融資決定時の日本銀行が公表する長期プライムレートにより計算した利子の金額 (上記金利を下回る金利の場合は、下回った金利により計算した利子の金額)

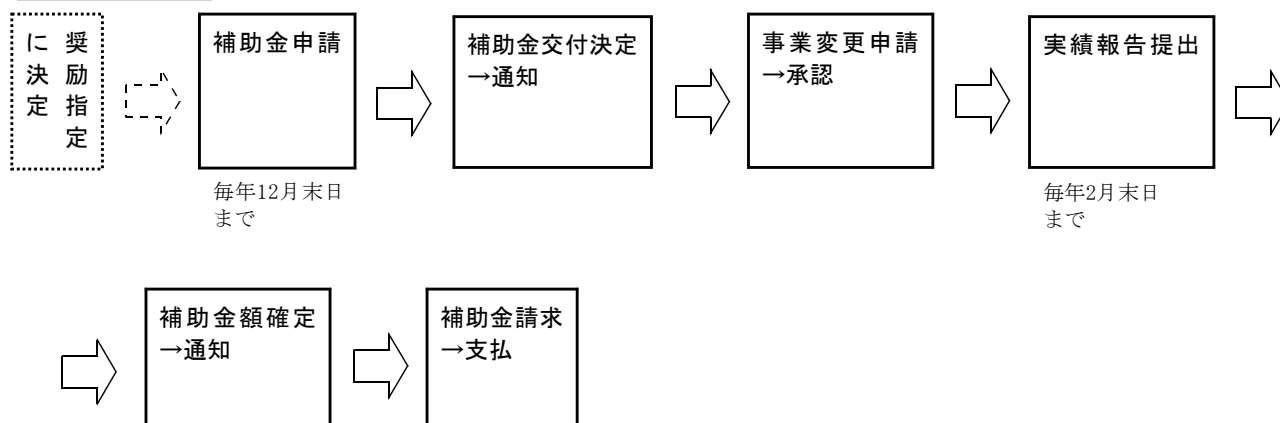
補 助 要 件

- 1 新設又は増設しようとする旅館・ホテル営業の施設(第3セクター、市町村所有施設を除く)
- 2 徳島県宿泊施設投資促進補助制度の奨励指定に決定がなされた宿泊施設

取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫徳島支店、四国銀行、徳島信用金庫

制度の手続き



連 絡 先

○徳島県観光スポーツ文化振興課
 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
 TEL (088) 621-2685 FAX (088) 621-2851
 メール kankouyuukyaku@pref.tokushima.lg.jp

◆徳島県観光施設等整備資金融通制度

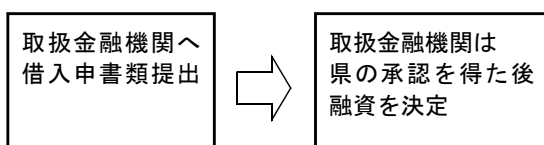
融資の条件

融資資金の種類	資金の用途	融資の相手方	対 象 事 業
観光施設整備資金	設備資金。 ただし用地取得費及び補償費は該当しないものとする。	県内において観光事業を行い又は行おうとする個人及び法人	次に掲げる施設の新設又は増改設事業。 (1) 宿泊施設 旅館、ホテル、民宿、保養施設等のほかこれらの付帯施設も含むもの。 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の定めに該当する施設を除く。 (2) 休憩施設 大型ドライブイン（団体貸切バス利用者の休憩施設として使用可能な規模、構造、駐車場を有し、収容人員が100人以上）、特産品販売所、野外活動施設、野外運動施設等。 (3) 教養施設 博物館、資料館、動植物園、美術館等。 (4) 運輸関連施設 駐車場（主として観光客の利用に供するもの）、遊覧船、ロープウェイリフト等。 (5) その他知事が必要と認める施設 上記以外の施設でそれが本県の観光振興に大きく寄与するものであると認められるもの。
大規模宿泊施設整備資金	設備資金。 ただし用地取得費及び補償費は該当しないものとする。	県内において事業を行い又は行おうとする法人	客室数100室以上、又は収容人員300人以上で、立地場所、施設内容等からみて本県の観光振興上必要であると認められる大規模宿泊施設の新設事業
スポーツ合宿関連施設整備資金	設備資金。 ただし用地取得費及び補償費は該当しないものとする。	県内においてスポーツ合宿を受け入れ又は受け入れようとする個人及び法人	スポーツ合宿を受け入れるために必要とされる宿泊施設、運動施設及びその他付随する施設の新設又は増改設事業。 (1) 宿泊施設 民宿等スポーツ合宿に適した宿泊施設及びその付帯施設。 (2) 運動施設 屋内運動施設、野外運動施設及びその付帯施設。 (3) その他付随する施設 駐車場、休憩施設等スポーツ合宿の受入に要する施設。

取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫徳島支店、四国銀行、徳島信用金庫

制度の手続き



本店提出：2部
支店経由：3部

	利 率	償還期限	融資金額の限度	担保及び保証人	融資の形式
	年1.95%以内	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	1 融資先につき2億円以内とし総事業費の100分の70以内。	取扱金融機関の定めるところによる。	証書貸付。
	年1.75%以内	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	1 融資先につき5億円以内とし総事業費の100分の70以内。	取扱金融機関の定めるところによる。	証書貸付。
	年1.75%以内	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	1 融資先につき2億円以内とし総事業費の100分の70以内。	取扱金融機関の定めるところによる。	証書貸付。

連絡先

○徳島県観光スポーツ文化部観光誘客課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL (088) 621-2685 FAX (088) 621-2851

メール kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp

◆地域未来投資促進法に基づく支援制度

地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）」を実施する幅広い分野の事業者等を支援します。

※県及び市町村にて基本計画を策定。

徳島県の基本計画（観光分野）の概要

- ・促進区域 徳島県全域
- ・事業分野 ①阿波おどり、藍染等の文化・歴史、鳴門の渦潮等の自然等のサステナブルな観光資源を活用した観光分野
②マラソン、サイクリング、サーフィン等のスポーツに適した自然環境を活用した観光・スポーツ分野
③豊かな農林水産物を活用した観光分野
④LED関連産業等の産業の集積を活用した観光分野
- ・計画期間 令和6年4月1日～令和10年3月31日

主な支援措置

下記の支援措置を活用するためには、基本計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、知事の承認を受ける必要があります。また、知事の承認後、国において事業の先進性等の確認を行います。

※事業の着手前に計画の承認を受けることが必要です。

※知事の承認は各支援措置を利用するための要件であり、それぞれの支援措置を受けるときは、関係機関に相談してください。

※前年度の減価償却費の20%を超える設備投資が対象です。

■国税（法人税または所得税）の課税の特例

設備投資（総投資額2,000万円以上）を行った初年度の法人税または所得税が軽減。
（特別償却もしくは税額控除による）

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%～6%
建物・附属設備・構造物	20%	2%

〈上乗せ要件〉

- ①（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上
- ②労働生産性の伸び率5%以上かつ投資収益率5%以上
- ③経営力の認定を受けた、産業競争力強化法第34条の2第1項に規定する特定中堅企業であって、「パートナーシップ構築宣言」の登録行っており、かつ、設備投資額10億円以上であること

要件①（（ア）または（イ））と要件②を満たした場合：特別償却50%又は税額控除5%

要件①（（ア）かつ（イ））と要件②・要件③を満たした場合：特別償却50%又は税額控除6%

■県税（不動産取得税）の課税免除

□対象施設

土地・家屋・構造物の取得価額の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種は5千万円）を超えるもの

□不動産取得税 土地・家屋など不動産の取得に対して課税される県税

税額（土地）：不動産の価格（課税標準額 ※）×税率（3%）

税額（建物）：不動産の価格（課税標準額）×税率（4%）

※令和9年3月31日までは、宅地及び宅地並評価土地等を取得した場合、「不動産の価格×1/2」が課税標準額。

※固定資産税の課税免除等を設けている市町村もありますのでご確認ください。

連 絡 先

○徳島県観光スポーツ文化部観光誘客課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

TEL (088) 621-2685 FAX (088) 621-2851

メ-ル kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp